

第39回 患者からの寄付の申し出

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一郎

Q. 当院の入院患者A（80歳）から、多額の寄付の申し出がありました。Aは、「自分には子どもはおらず、妻も親兄弟も亡くなったので、死ぬまでこの病院でお世話になりたいと考えている。現在、自分には約5,000万円の預貯金があるが、自分の将来の生活費1,000万円を除き、残りを病院に寄付したい。」と言っています。また、「親戚としては、甥っ子（B）が1人いるが、見舞いにも来ないので、遺産をやりたくない。」とのことです。Aは認知症ではなく、十分な判断能力がありますので、当院としては、有難く受け取りたいと思いますが、多額の寄付を受け取った後で、AやBと揉め事になるのは御免です。将来の紛争を心配せずに、寄付を受け取るには、どうしたら良いでしょうか。

A. 【結論】病院がAから4,000万円という多額の寄付（生前贈与）を一度に受け取ってしまうと、後日、Aや相続人のBと揉め事になる可能性がないとは言えません。そこで、とりあえず、今回は、Aの財産の1～2割程度の金額を受け取り、来年以後の寄付については、あらためてAと相談して、段階的に実行することをお勧めします。また、生前贈与とは別に、Aが死亡した場合には、病院がAの預貯金の全額を受け取れるようにするため、「公正証書による遺言」（民法969条）の作成をお勧めします。

【理由】4,000万円はAの全財産の5分の4です。病院がこのような多額の寄付を一度に受け取ってしまうと、Aが長生きして生活費に困った場合には、寄付の返還を請求してくる恐れがあります。また、将来Aが認知症になり、後見が開始された場合には、後見人が「Aには、十分な判断能力がなかったから寄付は無効だ」と主張して、寄付金の返還請求をする可能性もあります。

病院がAの財産を受取る方法として、①生前贈与、②遺言書による遺贈（死因贈与を含む）などの法的手段が考えられますが、それぞれの方法の病院にとってのメリットとデメリットは、別表のとおりです。

遺言には、遺言能力が必要です（参考裁判例①参照）。この点については、公証人が公正証書遺言を作成することによって、事後的な紛争を相当程度防ぐことができますが、公正証書遺言であっても無効になった裁判例もありますから完全無欠の手段とはいえません（参考裁判例②③参照）。

	メリット	デメリット
生前贈与	・ただちに、寄付を受け取ることができる。	・贈与者が生活費に窮した場合、贈与者本人もしくは後見人が、寄付の無効を主張して返還請求をしてくる可能性がある。
遺贈	・遺贈が効力を持つのは、遺言者本人が亡くなった後なので、遺言者からの返還請求は考えられないし、遺言者の生活費を考える必要がない。	・遺言者が生存している間は、遺言者の気が変わり、遺言を撤回する可能性がある。 ・遺贈には遺言執行が必要であり、そのために病院から遺言執行者選任の申立てをしなければならない（民法第1010条） ・相続財産減少を快く思わない相続人から、遺言無効の訴訟を提起される恐れがある。その場合、遺言能力が欠如していたと判断されると遺言自体が無効になってしまう。

質 疑 応 答

医 師：入院している高齢者からの寄付は、時々ありますが、今回のように多額の寄付は、滅多にありません。

弁護士：4,000万円という多額の寄付ですから、それだけトラブルのリスクが高いと判断し、回答では、まず少額の生前贈与の実行をお勧めしました。

医 師：病院としては、患者が寄付したいという金額を一度に受け取ってしまった方が安心なのですが。

弁護士：しかし、病院が余り多額の寄付を受け取ってしまうと、患者が傲慢になり、担当看護師が持てあますかもしれません。また、看護師の態度が悪いと言って患者が怒り出し、「そんなことなら寄付を返せ」と言い出すこともあります。その点、遺言書により財産を病院に寄付する場合は、その種のデメリットは、ありません。

医 師：その場合は遺贈ということになりますか。

弁護士：そのとおりです。遺贈は、将来の生活費を支出した残余財産を寄付するものですから、遺言者の生活には影響しません。

医 師：なるほど、これなら遺言者の生前の意思を尊重することができますね。

弁護士：しかし、今度は、遺族が「遺言能力がない時に作成した遺言書だから無効だ。」と争ってくる可能性があります。

医 師：裁判所は、遺言能力の有無をどうやって判断するのですか。

弁護士：遺言者の状況を総合的に見て、遺言の時点で遺言事項（遺言内容）を判断する能力があったか否かによって判定すべきであるとされています（参考裁判例①参照）。

医 師：具体的に説明して下さい。

弁護士：たとえば、認知症の程度、遺言作成の経緯、作成時の状況、内容が作成当時の遺言者の状況で理解できるようなものであったか等を慎重に判断する必要があります。

医 師：公正証書遺言は、公証人が遺言者の遺言能力を確認して作成するものではないのですか。

弁護士：建前としてはそうですが、公証人が正確に判断できるとは限りません。また、公証人が遺言内容を遺言者に読み聞かせたとき、遺言者が具体的な遺言内容については一言も言葉を発することなく「ハー」とか「ハイ」とかいう単なる返事の言葉を発したにすぎない場合、「口授があったとはいえない」として無効になった裁判例があります（参考裁判例②参照）。

医 師：本人がうなずいているから、間違いがないということではないのですか。

弁護士：高齢者は弱者ですから、真意を確認できなければ、何かしらの理由をつけて無効にされるおそれがあります（参考裁判例③参照）。

医 師：高齢者の遺言は争われる余地が多いのですね。

弁護士：それを防ぐためには、あらかじめ弁護士にも相談して、遺言者の真意が伝わる内容の遺言にすることが大切ですね。

参考裁判例

参考裁判例①

東京地裁平成16年7月7日判決

「遺言には、遺言者が遺言事項（遺言の内容）を具体的に決定し、その法律効果を弁識するのに必要な判断能力（意思能力）すなわち遺言能力が必要である」と判示した。

参考裁判例②

東京地裁平成11年9月16日判決

遺言者の法定相続人の一人である原告が、その余の法定相続人を被告として、遺言者の公正証書による遺言が遺言能力欠缺及び方式不遵守により無効であることの確認を求めた事案。

裁判所は、遺言者は、遺言公正証書を作成した時点においては、遺言能力を有していなかったと推認するのが相当であるとした。また、仮に遺言能力を有していたとしても、遺言者の真意の確保という観点からすると、遺言公正証書の作成過程における遺言者の関与の程度は甚だ心許ないというほかなく、遺言者による遺言の内容の口授がなされたと評価することはできないことから、本件遺言は方式違反により無効というべきであるとして、原告の請求を認容した

参考裁判例③

最高裁昭和51年1月16日判決

遺言者が公正証書によって遺言をするにあたり、公証人の質問に対し、言語をもつて陳述することなく、単に肯定又は否定の挙動を示したにすぎないときは、民法969条2号にいう口授があったものとはいえない、と判示した。